

《不動産を取得された皆さんへ》

家屋・土地などの不動産を取得した時は、 不動産取得税の申告が必要です！

(※「相続」や「法人の合併」で取得した又は「登記申請」をした場合は除きます。)

不動産取得税とは？

不動産（土地や家屋）を売買・贈与・新築・増改築などで取得した人に納めていただく県の税金です。

いつまでに申告すればいいの？

取得した日から60日以内に申告書の提出が必要です。

ただし、不動産を取得した日から60日以内に登記を申請した場合には、原則として申告は不要となります。

どこに提出すればいいの？

申告書は、最寄りの県税事務所に提出してください。

(不動産所在地の市役所・町村役場の税務(資産税)担当課を経由して提出していただくこともできます。)



書き方がわからないんだけど？

内容についての問い合わせは、各県税事務所までお願いします。

申告書の提出先	内容の問い合わせ先	管轄区域 (不動産の所在地)
別府県税事務所 〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1	別府県税事務所 TEL 0977-67-8211	別府市
		杵築市
		国東市
		日出町
		姫島村
大分県税事務所 〒870-0021 大分市府内町3-10-1	大分県税事務所 TEL 097-506-5774	大分市
		臼杵市
		津久見市
		由布市
		佐伯市
大分県税事務所 佐伯納税事務所 〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1	大分県税事務所 TEL 097-506-5774	竹田市
大分県税事務所 豊後大野納税事務所 〒879-7131 豊後大野市三重町市場1123		豊後大野市
日田県税事務所 〒877-0004 日田市城町1-1-10		日田市
中津県税事務所 〒871-0024 中津市中央町1-5-16	中津県税事務所 TEL 0979-22-2920	九重町
		玖珠町
		中津市
		宇佐市
		豊後高田市